

事例から考える刑事証拠法

第1回

第1講 伝聞証拠の意義(上)

――真に問われているのは伝聞法則の知識ではない

^{慶應義塾大学教授} **笹倉宏紀** SASAKURA Hiroki

事例と設問

某県某警察署の管内およびその周辺では、令和元年6月から、個人経営の小規模な書店の店番が手薄になる時間帯を狙った新刊書籍の万引きが頻発していた。そこで、同署の警察官甲らが、同年7月30日午後3時頃、管内のA書店で張り込み警戒していたところ、来店した乙が書籍数点を鞄にしまい、精算せずに店外に出るのを現認したので、直ちに乙を窃盗の現行犯人として逮捕した。

甲が乙を取り調べたところ, 乙は, 大要, 「遊ぶ金が欲しかったので, 書店で本を盗しまうと思った。A書店は, 休日はアルバイトの店員がいるものの, 平日は年老いた店主だけがの番をしており, しかも, 昼過ぎには休憩のの番をしており, しかも, 昼過ぎには休憩のたったの時間帯を狙って犯行に及んだ。まかった。」という趣旨の自白をした。甲らは, その時間でいる状況等に照らし, 乙には多数の余罪があるとの疑いを抱き, その可能性も視野に入れて捜査を続行することにした。

甲らは、A書店における窃盗の被疑事実で裁判官に捜索差押許可状を請求し、その発付を得て乙方を捜索した。すると、机の引き出しや屑籠などから、①多数のメモが発見され、そのうちの一部には下記1のような記載があった。また、甲らは、乙を逮捕する際に逮捕の現場で差し押さえた乙のスマートフォンのパスワードロックを解除する作業をした上で、オフラインでそこに記録されているデータを確認したところ、②オンラインチャットアプリで乙が丙と下記2のようなやりとりをしていたことが判明した。

所要の捜査を経て、検察官は、 @7月30日 午後3時頃にA書店で新刊書4点(1万2000 円相当)を窃取した(単独犯)ほか、⑥丙と共 謀の上、6月10日午後1時頃にB書店で新刊 書5点(1万5000円相当)を窃取し(共同正 犯). © 7月14日午前10時頃から11時頃の 間に C 書店で新刊書 10 点(3万円相当)を窃 取した(単独犯)という各公訴事実で乙を起訴 した。なお、これら3件については、書店主 の供述や店頭在庫の確認、「オフブック」の防 犯カメラの映像などの複数の証拠により、各書 店で当該日時頃に窃盗の被害が発生しているこ と、乙または丙らしき人物が「オフブック」で 被害品と同種・同タイトルの書籍を持ち込んで 換金したことの裏付けがとれている(「オフ ブック」では、新古書を引き取る際に身分証明書 による売主の本人確認を行っていなかった)。

3件の手続は併合され、第1回公判期日に おいて、乙はいずれの事件についても犯行を否 認し、弁護人も同意見であると述べた。検察官 は、下線部①のメモ、および、下線部②の チャットについての捜査報告書の取調べを請求 した。このうち、①のメモについては、いずれ からも乙の指紋が検出され(乙以外の者の指紋 は検出されなかった)、筆跡が乙のものに酷似し ていた(その旨の鑑定受託者作成の鑑定書の証拠 調べが別途請求されている)。また、②の捜査報 告書は、甲の名義で作成され、その冒頭に「乙 のスマートフォンの内容を点検したので、報告 する。」と記載されており、その本体部分には、 乙丙間のやりとりが表示されたスマートフォン の画面を撮影した写真が貼付され、その写真の 脇に撮影されたやりとりの文言を再現した説明 文が付されている。

検察官の掲げる立証趣旨は、①について [@ b c をメモの存在およびその内容]、②に